

# 用語解説



## 用語解説（50音順）

用語	説明
あ 行	
預かり保育	幼稚園において、教育課程に係る教育時間の終了後、希望する幼児を対象に、引き続き行われる教育活動。
イクボス	会社の従業員や職場の部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。子育てを職場で支援するために、部下の育児休業等を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境整備に努めるリーダー。
WEラブ赤ちゃんプロジェクト	公共の場で泣いてしまった赤ちゃんをあやすママ・パパを応援し、「泣いてもいいよ!」と思っている周囲の人たちを可視化するために、ママのためのウェブサイト「ウーマンエキサイト」が立ち上げたプロジェクト。
か 行	
家族の日 家族の週間	内閣府が、国民に子育て家族やそれを支える地域の大切さについて、集中的に周知を図るため、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」として定めたもの。
家庭生活支援員	ひとり親家庭が、修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、その生活を支援するため、一定の資格を有する者又は研修を修了し登録された者。
環境アドバイザー	県民の環境知識を高め、自主的な環境活動をサポートするため、団体や学校、事業者が自主的に実施する講演会や環境学習等に講師役として派遣する目的で知事が委嘱した環境分野の専門家。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
くるみん認定・プラチナくるみん認定	子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣が企業に対して行う認定。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの子ども数。
高性能林業機械	従来のチェーンソーや集材機に比べ、安全で効率的な林業機械で、主に木材の集材、造材、搬出作業に用いる。現在は、建設用の重機をベースマシンに、林業作業用のアタッチメントを装備したものが主流。

用語	説明
子育て短期支援事業	子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合などに、乳児院や児童養護施設などで短時間子どもを預かる事業。
子ども食堂	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組みのこと。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組みを含む。
<b>さ 行</b>	
里親	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育を希望する者で都道府県知事が認定、登録した者。養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親がある。
次世代育成支援対策推進法	日本における急速な少子化の進行等を踏まえ、次世代育成支援対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主等の責務を明らかにした法律。
児童家庭支援センター	地域の児童福祉に関する問題について、地域の住民等からの相談に応じ、必要な助言・指導等を行うことなどを目的とする施設。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する施設。
社会的養護	保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、児童養護施設等又は里親家庭等において社会的に養護を行うこと。
周産期医療体制	診療体制の整備された分娩環境や未熟児に対する最善の対応など、妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する、総合的な医療体制。なお「周産期」とは、妊娠満22週から生後1週未満までの期間をいう。
周産期死亡率	出産千に対する周産期死亡（妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡（生後1週未満）の合計）の割合。
小児慢性特定疾病医療費助成制度	小児の病気のうち、治療が長期にわたり医療費も高額となる病気について、家族の負担を軽減し、児童が早期に適正な医療を受けられるよう、医療保険の自己負担分を公費負担する制度をいう。
食育推進計画	県民運動として「食育」を着実に推進し、食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、県や市町村、多様な関係者が取り組むための計画。
新生児死亡率	出生千に対する生後4週未満の死亡数の割合。

用語	説明
スクールカウンセラー	児童・生徒の心理的な問題などに関して、児童生徒・保護者・教職員へのカウンセリング等を行うため、学校等へ配置・派遣される心理の専門家。
スクールサポーター	警察署に配置され、地域安全情報等の把握と提供、学校等における児童等の安全確保対策、児童等の犯罪被害防止及び非行防止教育の支援、非行防止・立ち直り支援等に係る活動を行う職員。
スクールソーシャルワーカー	児童・生徒の問題状況に応じて、家庭や学校と医療・児童相談所等の福祉関係機関との連絡調整を行い、児童・生徒の問題解決を支援していく福祉の専門家。
スクールプロフェッサー	児童生徒の問題行動の解決に向け、高度に専門的な知識・経験を有し、解決のために援助・助言を行う専門家。
総合型地域スポーツクラブ	いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができる社会を実現するために、その地域の住民が主体となって、自ら運営・管理をする多目的・多世代のスポーツクラブ。
ソーシャルワーク	社会福祉制度を活用し、生活する上で困っている人を総合的かつ包括的に援助し、生活環境を改善すること。
ゾーン規制	区域内の全ての道路を集合体として面的（ゾーン）に捉えて実施する交通規制。生活道路における歩行者等の安全の確保を目的として、時速30kmの速度規制を行う、ゾーン30などがある。
<b>た 行</b>	
第三者評価	社会福祉法人等の提供するサービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うもの。
多様な学びの場	幼児児童生徒の教育的ニーズに応える指導を提供するために用意された連続性のある学びの場のことで、通常の学級、通級による指導（通級指導教室）、特別支援学級、特別支援学校のこと。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。
地域子育て支援センター	子育てを地域全体で支えることを目的として市町村が実施する事業で、育児相談・子育てサークル支援・保育資源に関する情報提供等の活動を行っている。
ティームティーチング	複数の教員が協力して指導計画、学習指導案の作成等を行いながら授業を行うこと。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

用語	説明
とくしま科学技術月間	科学技術に関し、広く県民の関心と理解を深めることにより、本県の科学技術の振興を図るため、「徳島県科学技術憲章」において、徳島の「と（十）」と、サイエンスの「サイ（三、一）」をとり、「10月31日」を「とくしま科学技術の日」と定め、「10月」を「とくしま科学技術月間」として制定。
とくしまはぐくみネット	地域の保育園・託児所や、子育て支援スポット、子ども向けのイベントの情報や婚活イベント等、徳島県内の結婚、妊娠・出産、子育てに関する情報を一元化したポータルサイト。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力。
<b>な 行</b>	
ニート	仕事に従事せず、学生でもなく職業訓練もしていない若年者。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に適切なサービスを提供する事業。
乳児死亡率	出生千に対する生後1年未満の死亡数の割合。
妊産婦死亡率	出産（又は出生）10万に対する、妊娠中または妊娠終了後満42日未満の女性の死亡で、妊娠の期間および部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した、又はそれらによって悪化した全ての原因（ただし、不慮または偶発の原因によるものを除く。）によるものの割合。
認定こども園	保育所・幼稚園等のうち、小学校就学前の子どもに保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援機能を備えた施設として、都道府県知事が認定・認可したもの。
ノンステップバス	利用者の乗降をより容易にするため、地上から床面を30cm程度まで低く下げることにより、階段（ステップ）を解消したバス。
<b>は 行</b>	
パーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証）	障がい者や妊産婦等の歩行困難者が、身体障がい者等用の駐車場を利用しやすくするための利用証。
パートナーシップ	一般には、友好的な協力関係のこと。ここでは、もう少し押し進めて、相互理解に基づく、対等な協力・連携関係の意味で用いている。
病児・病後児保育	保護者が就労等により、自宅で、病気になった児童の保育が困難な場合や、保育中に体調不良となった児童について、病院・保育所等で、一時的に保育する事業。

用語	説明
ファミリー・サポート・センター	育児をお願いしたい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、子どもの預かりや送迎をしてもらうなどの子育てを支援する組織。
ファミリーホーム	社会的養護の一つで、養育者の住居において定員5～6名の児童の養護を行う。
フィルタリングサービス	出会い系サイトやアダルトサイトなど、インターネット上の有害な情報から子どもを守るための、有害サイトへのアクセスを制限するサービス。
保育教諭	幼保連携型認定こども園において勤務する、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を持つ職員。
放課後子供教室	放課後の子どもの安全・安心な居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、多様な学びや体験活動を実施する場。
放課後児童クラブ	保護者が昼間家庭にいない小学生に対して、児童館や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全育成を図る事業（学童保育ともいわれている）を行っている地域組織。
放課後児童支援員	放課後児童クラブにおいて、利用者の支援に従事する職員。
ポジティブな行動支援	障がいの有無に関わらず、望ましい行動を効果的に教え、その行動ができた際に賞賛や承認をすることにより、すべての児童生徒が主体的に適切な行動を学ぶ教育方法。
ホームフレンド	ひとり親家庭の児童の心の葛藤を緩和し、孤立化を防ぐため、児童のよき理解者として悩みを聞き、心の支えになるために児童の家庭に派遣する大学院生等。
<b>や 行</b>	
ユニバーサルカフェ	子どもや高齢者、障がい者など、多くの方々が集い、それぞれが持つ悩みや経験を共有し、互いに支え・支えられる関係性を構築する福祉拠点。
ユニバーサルデザイン	はじめから、すべての人の多様なニーズを考え、すべての人が安全・安心で利用しやすいように計画・設計すること。
養育支援訪問事業	育児ストレス等により、養育上の支援を必要とする家庭に対して、保健師等が家庭を訪問し、指導・助言等の育児に関する援助を行い、子育て家庭が抱える問題の解消を図る事業。
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料を無料とする制度。令和元年10月から開始された。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている児童を始め保護や支援を要する児童等への適切な支援を協議するため、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関で構成され、児童福祉法に基づき設置された機関。

## ら行

ライフサポーター

不登校でひきこもり傾向にある児童生徒の悩みや不安の解消を図り、自立を側面的に支援することを目的として、児童生徒の家庭や学校へ派遣される臨床心理学を学んでいる大学院生。

## わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。